

平成 30 年 6 月 28 日現在

機関番号：32641

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2017

課題番号：25780173

研究課題名(和文) 地域貿易協定によるビジネストラベル費用の低下が貿易・直接投資に与える影響の考察

研究課題名(英文) Effects on Trade and FDI of Business Travel Cost Reduction made by RTAs

研究代表者

小森谷 徳純 (Komoriya, Yoshimasa)

中央大学・経済学部・准教授

研究者番号：40548088

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：貿易自由化だけでなく人の移動の円滑化も併用することにより、2国間地域貿易協定の両参加国がともに経済厚生を改善できることを理論的に示した。また2つの国の政府による政策決定ゲームを用いて、実質的な貿易自由化と人の移動の円滑化が同時に実現する可能性も理論的に示した。これらの結果はどの水準までの自由化・協力を経済連携協定に含めるかを検討する際の1つの学術的サポートとなる。

実証分析は完遂できなかったが、APECにおける商用渡航カード・プログラムの導入とその拡大、米国の専門技能者ビザ発行プロセスの変化に注目すれば、人の移動の円滑化が貿易・直接投資に与える影響を実証的に分析可能であるとの結論に至った。

研究成果の概要(英文)：It is theoretically shown that both countries participating in a bilateral regional trade agreement can improve economic welfare by including an agreement on movement of natural person. By solving a policy-making game by the governments of the two countries, it also theoretically showed the possibility that trade liberalization and investment liberalization can be substantially realized at the same time. These results must be an academic support in deciding to which level of liberalization and/or cooperation should be included in Japan's economic partnership agreements.

Empirical analysis could not be finished. However, I came to the conclusion that it is possible to empirically analyze the impact of movement of natural person on trade and foreign direct investment by focusing on APEC Business Travel Card and/or US H-1B visa.

研究分野：国際貿易論

キーワード：人の移動 ビジネストラベル 理論研究

## 1. 研究開始当初の背景

日本の経済連携協定は貿易自由化以外に、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルールなど、様々な分野での自由化・協力の要素を含む協定であり、また世界で締結されている地域貿易協定の中にも同様のものが存在する。しかし、財の貿易自由化に比べて、サービスの貿易自由化および様々な分野における自由化・協力が域内国・域外国の経済に与える影響はより複雑であり、このような点からの地域貿易協定の効果に関する分析は十分には進んでいない。

例えば日・フィリピン EPA においては、短期の商用訪問者や企業内転勤者など、6つの区分について、それぞれ定める条件にしたがって、自然人の入国および一時的な滞在を許可している。また日・チリ EPA、日・ペルー EPA でも商用目的の国民の入国および一時的な滞在は許可されている。このような人の移動、特にビジネストラベルに関する研究は近年、学術的に注目を集めている。

地域貿易協定が含む財の貿易自由化以外の要素、つまりサービスの貿易自由化や様々な分野における自由化・協力といった要素は、広い意味では貿易費用の低下をもたらすと考えることができる。地域貿易協定による人の移動の円滑化の場合も、貿易費用、より具体的にはその一部であるビジネストラベル費用の低下と見なすことが可能である。

研究代表者は多国籍企業の立地選択に関する研究を過去に行っており、そこでは貿易費用を考慮しながら、直接投資のインセンティブの変化、それに付随する貿易および経済厚生の変化を明らかにしている。研究代表者のこれまでの研究手法を用いて、財の貿易自由化以外の地域貿易協定の要素が貿易や直接投資に与える影響、それに伴う経済厚生の変化を明らかにすれば、経済政策としての地域貿易協定を再評価することが可能となる。

## 2. 研究の目的

現在の多くの地域貿易協定は貿易以外の分野として人の移動や投資を含み、「ヒト、モノ、カネ」の流れを円滑にするものである。これに関連して、本研究では財の貿易自由化以外の地域貿易協定の要素として人の移動の円滑化に着目する。そして人の移動の中でも短期の商用訪問者や企業内転勤者といった企業行動と関連する分野に焦点を当てる。具体的には以下を目的とする。

人の移動の円滑化（具体的には短期の商用訪問や企業内転勤に関わるもの）がもたらすビジネストラベル費用の低下に着目し、人の移動の円滑化が域内国の貿易・直接投資、そして経済厚生をどのように変化させるのかを明らかにすること。そして人の移動の円滑

化を考慮することで経済政策としての地域貿易協定をどのように再評価できるのかを明らかにすること。

ヒアリング調査、理論研究、そして実証研究という3つの方法を用いることにより、地域貿易協定による人の移動の円滑化、貿易費用、ビジネストラベル費用の低下の影響を多面的に分析すること。

今後の新たな地域貿易協定の締結、あるいは既存の協定の更新の際に、どの水準までの自由化・協力を協定に含めることが望ましいのかについての、学術的サポートを提供すること。

## 3. 研究の方法

地域貿易協定に含まれる人の移動の自由化に関連して、短期の商用訪問や企業内転勤におけるビジネストラベル費用の低下が貿易および直接投資、そして経済厚生にどのような影響を与えているのかを、寡占競争モデルを用いて理論的に分析する。

また理論分析とともに、貿易、地域貿易協定、ビジネストラベルおよびその費用のデータなどを利用した実証分析を行う。

アジア、アメリカ、ヨーロッパという3つの国際分業の拠点地域において、国際分業とビジネストラベルおよびその費用との関係についてヒアリング調査をそれぞれ行う。これにより理論研究および実証研究を補完するとともに、ヒアリング調査自体も報告書としてまとめる。

## 4. 研究成果

本研究は理論分析、実証分析、そしてヒアリング調査を行うことにより、地域貿易協定による人の移動の円滑化、貿易費用、ビジネストラベル費用の低下の影響を多面的に分析することを目指していたが、研究助成期間の終了までに実証分析を完了することはできなかった。またヒアリング調査も現時点では報告書としてはまとめられていない。したがって研究助成期間終了時点における研究成果は理論研究で得たものが中心となる。主な研究成果は以下の通りである。

自国企業と外国企業とが自国市場において複占競争を行うモデルを用いて、貿易自由化（非関税障壁の低下）と人の移動の円滑化（ビジネストラベル費用の低下）が両企業の利潤と両国の経済厚生に与える影響を分析した。モデルにおいては、外国企業は全ての生産工程を外国で行うが、自国企業は生産工程の一部を直接投資により外国で生産することができるとしている。なお自国企業が外国で行う生産工程の範囲は自国企業により内生的に選択されるが、より広範囲の生産

工程を外国に移設するにはより多くの人の移動（短期の商用訪問者や企業内転勤者を想定）が必要となり、それに伴う追加的な費用が生じるとしている。このモデルを用いた分析の結果として、貿易自由化が自国企業と外国企業の利潤に与える影響は、人の移動がどの程度円滑に行えるのか、つまりビジネス・トラベル費用に依存して様々であることが示された。この結果は貿易自由化が必ずしも輸入競争企業である自国企業にとって不利益にならない（輸入制限が自国企業にとって利益にならない）ことを示唆する。

上記の結果は直接投資によって外国で行われる生産工程の範囲がビジネス・トラベル費用に影響されることから導かれている。仮に通常の貿易費用が同じであっても、短期の商用訪問や企業内転勤のビザ取得に関わる金銭的費用や時間という費用の違いを考慮すると、直接投資や海外生産の比率は異なってくるので、貿易自由化の効果は短期の商用訪問者や企業内転勤者に対するビザ発給条件と無関係でない。つまりフラグメンテーションが活発に行われ、生産工程が国内で完結しない現代においては、貿易自由化と人の移動の円滑化は独立しては議論できないことが示唆される。

上記と同じモデルを用いて、企業が内生的に工程間分業の範囲を選択する状況においては、人の移動の円滑化を伴うことで貿易自由化が容易なることを示した。貿易自由化のみを行う場合、両国の経済厚生を向上させる場合においても、外国企業との競争に直面している自国企業はその貿易自由化により損失を被るので、自国国内には貿易自由化に強く反対する主体が存在することになる。しかし貿易自由化と同時に人の移動の円滑化を推し進めることにより、自国企業を含めた全ての主体が貿易自由化に賛成する可能性が生まれる。つまりこれは人の移動の円滑化を伴うことにより可能となるような地域貿易協定が存在することを示唆する。この結果から自由貿易協定の締結に人の移動の円滑化が果たす役割は明らかであり、わが国の今後の経済連携協定の締結の際にも、人の移動に関する項目は有効かつ積極的に活用されるべきである。

商用訪問者や企業内転勤者といった人の移動が直接投資に極めて重要であると想定すると、人に移動に対する規制は投資規制と同じ効果を持つことになる。そのような人の移動と直接投資との密接な関係を仮定し、自国政府にとっては貿易自由化が、外国政府にとっては人の移動の円滑化（投資規制の撤廃）が潜在的に実行可能な政策とする。すると、貿易自由化と人の移動の円滑化はそれぞれ単独ではどちらかの一方の国の経済厚生を改善し、他方の経済厚生を悪化させてしま

うが、貿易自由化と人の移動の円滑化を同時に行う政策であれば両国の経済厚生は改善しうる（パレート効率的である）ことを示した。これは潜在的に両政策を併用することのみ成し遂げられる貿易自由化、人に移動を組み込むことにのみ締結可能となる地域貿易協定が存在する可能性を示唆する。なおモデルにおいて、自国には外国からの輸入が、外国には自国からの直接投資が潜在的に存在している。

その上で2国の政府による政策決定ゲームを用いて、で述べたパレート最適な状況が実現する可能性を分析した。結果として、ナッシュ均衡における自国の最適な関税水準が0になることにより、実質的な貿易自由化と人の移動の円滑化が同時に実現することが示された。この結果も、人の移動の円滑化に関する項目を協定に組み込むことで、地域貿易協定の締結可能性が高める可能性を明示している。わが国の経済連携協定の説明には「貿易の自由化のみならず幅広い内容を含む」という表現が用いられることが多いが、「幅広い内容を含むことによって貿易自由化を実現する」という面も強調し、わが国も人の移動に関する項目などを今後も有効に活用すべきであるといえる。

実証研究においては地域貿易協定による商用目的の人の移動の円滑化が貿易・直接投資に与える影響を分析するために、APEC 商用渡航カード（ABTC）に着目した。ABTC・プログラムにはAPEC参加21か国・地域のうち19か国・地域が参加しているが、このカードの保有者はプログラム参加国・地域への入国・入域に際して査証（あるいは査証の事前取得）が免除される。したがって、このプログラムの導入はAPEC内のビジネス・トラベル費用を低下させたと言える。その費用の低下がAPEC内の直接投資にどのような影響を与えたのかを分析することは非常に興味深い。またTPPはABTC・プログラムを強化する努力に対する支持を確認している。よって今後も人の移動の円滑化を伴う自由貿易協定の締結が見込まれる中で、わが国の企業の国際的な企業展開を予測するためにも、この分析は重要であると言える。既に研究助成期間は終了しているが、その重要性に鑑み、研究を継続し早期の完遂を目指す。

オバマ政権からトランプ政権になり米国の専門技能者向けビザ（H1B）の差戻し件数が増え、審査が厳格化されたといわれているが、この厳格化は2つの方向で影響を既に及ぼしていることが事例研究から判明した。1つは企業が本国から米国へ技術者を派遣することをあきらめ、米国で技術者を新規に雇用する動きである。もう1つは米国での既存事業を縮小し、拠点を第三国へ移転させる動きである。これらの事例は人の移動の円滑

化と真逆の出来事によって引き起こされたものであるが、人の移動の円滑化と直接投資の密接な関係性を示している。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計3件)

“Why do we need the movement of natural persons agreement?: A possible conclusion of FTAs fueled by MNP,” the 9th annual meeting of Australasian Trade Workshop, 2014

“How the movement of natural persons agreement could fuel FTAs,” the 16th Annual Conference of European Trade Study Group, 2014

“How the movement of natural persons agreement could fuel FTAs,” the 2014 annual meeting of Association of Southern European Economic Theorists, 2014

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

小森谷 徳純 (KOMORIYA, Yoshimasa)

中央大学・経済学部・准教授

研究者番号：40548088

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：

(4)研究協力者

( )